

【 検 査 】

360 抗核抗体（蛍光抗体法）定量（混合性結合組織病）の算定について

《令和6年11月29日》

○ 取扱い

混合性結合組織病（疑い含む。）に対するD014「5」抗核抗体（蛍光抗体法）定量の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

混合性結合組織病（MCTD）は、全身性エリテマトーデス、全身性強皮症、多発性筋炎等の症状が混在する多彩な臨床所見を呈する膠原病の一つであり、抗核抗体の一つである抗RNP抗体の介在により特徴づけられる免疫疾患である。抗核抗体（蛍光抗体法）定量は、諸種抗核抗体に対するスクリーニング検査である抗核抗体（蛍光抗体法）定性で陽性となった場合に被験血清を希釈して抗体価を測定するものであり、MCTDの診断・病態把握の基本をなすものである。

以上のことから、混合性結合組織病（疑い含む。）に対するD014「5」抗核抗体（蛍光抗体法）定量の算定は、原則として認められると判断した。